

第2章 基本目標、重点目標、施策の基本的方向

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は徐々に減少する傾向にありますが、その動きは緩やかであり、また、男性と女性ではその意識に開きがあり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが男女それぞれの活動の広がりを難しくしているという現状があります。

そのため、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であり、学校教育・生涯学習を通じて男女平等意識を育むとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた女性の健康づくりを支援することが必要です。

重点目標 1 男女平等意識の啓発

【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合は徐々に減ってきています。しかし、その割合は男女に差があり、女性より男性の方が高い状況です。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが、男女それぞれの活動の広がりを難しくしていることから、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが必要です。

また、社会的性別（ジェンダー）の視点(※)を定着させるため、あらゆる機会や多様な媒体を通じ、幅広い広報・啓発活動を展開することも必要です。

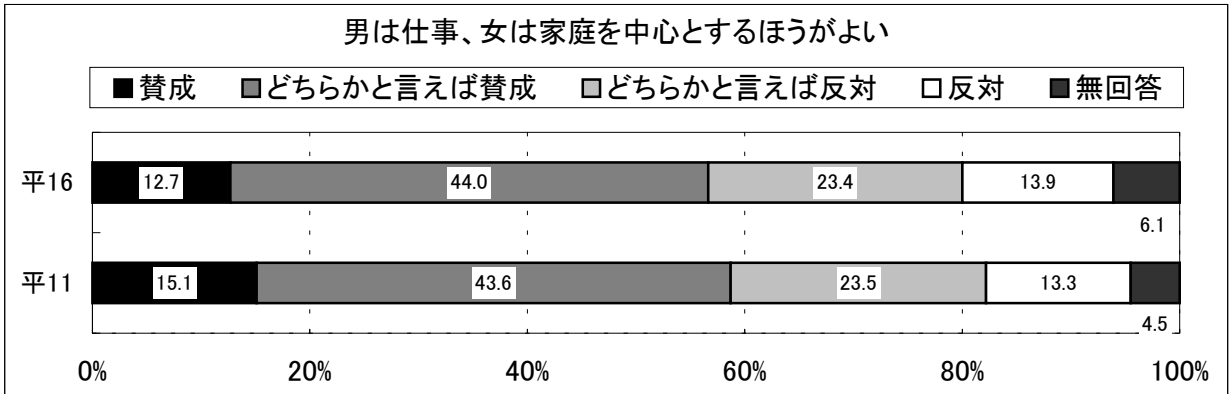
※ 社会的性別（ジェンダー）の視点

- 1 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

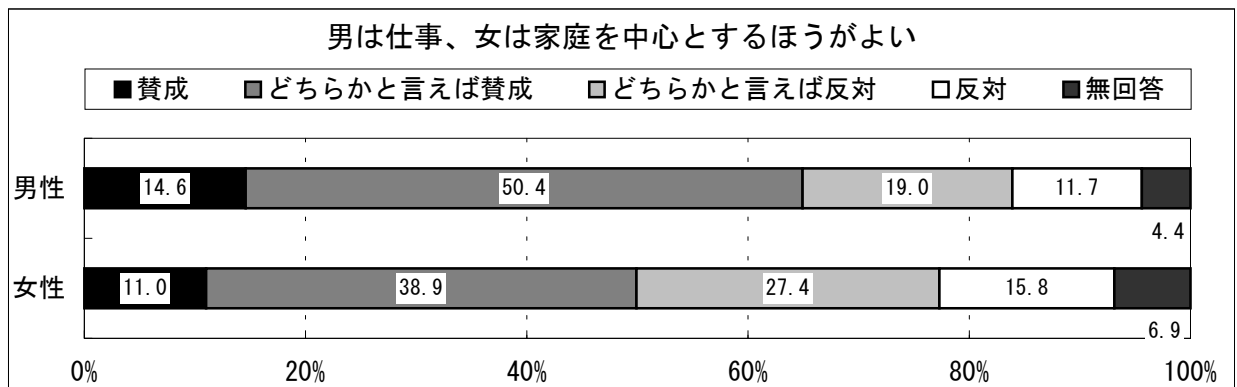
「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女平等社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女平等社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

- 2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、県民が求める男女平等社会とは異なります。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識です。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女平等社会の趣旨から導き出されるものではありません。



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査、平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県



資料：平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 男女平等社会の形成についての理解を深めるとともに、男性にとっての意義と責任などの広報・啓発を推進します。

- フォーラム等の開催や男女共同参画週間等の活用、各種の研修会などを通じて、広く県民に対し、啓発活動を推進します。(県民生活・環境部、福祉保健部)
- 女性の権利に関連の深い国内法令や条約などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。(県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部)

(2) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します。

- 女性団体、経済団体、教育関係団体等の各種団体や企業と連携し、広報・啓発を推進します。(県民生活・環境部)

(3) マスメディア等を活用し、県民に対する啓発活動を推進します。

- テレビ、ラジオや広報紙、インターネットなど多様な媒体を活用し、啓発活動を展開します。(知事政策局、県民生活・環境部)

(4) 情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を育成します。

- 情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上を支援するため、研修等の実施に努めます。（県民生活・環境部）
- 女性及び女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を推進します。（県民生活・環境部、産業労働観光部）
- 県の広報・刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮します。（全部局）

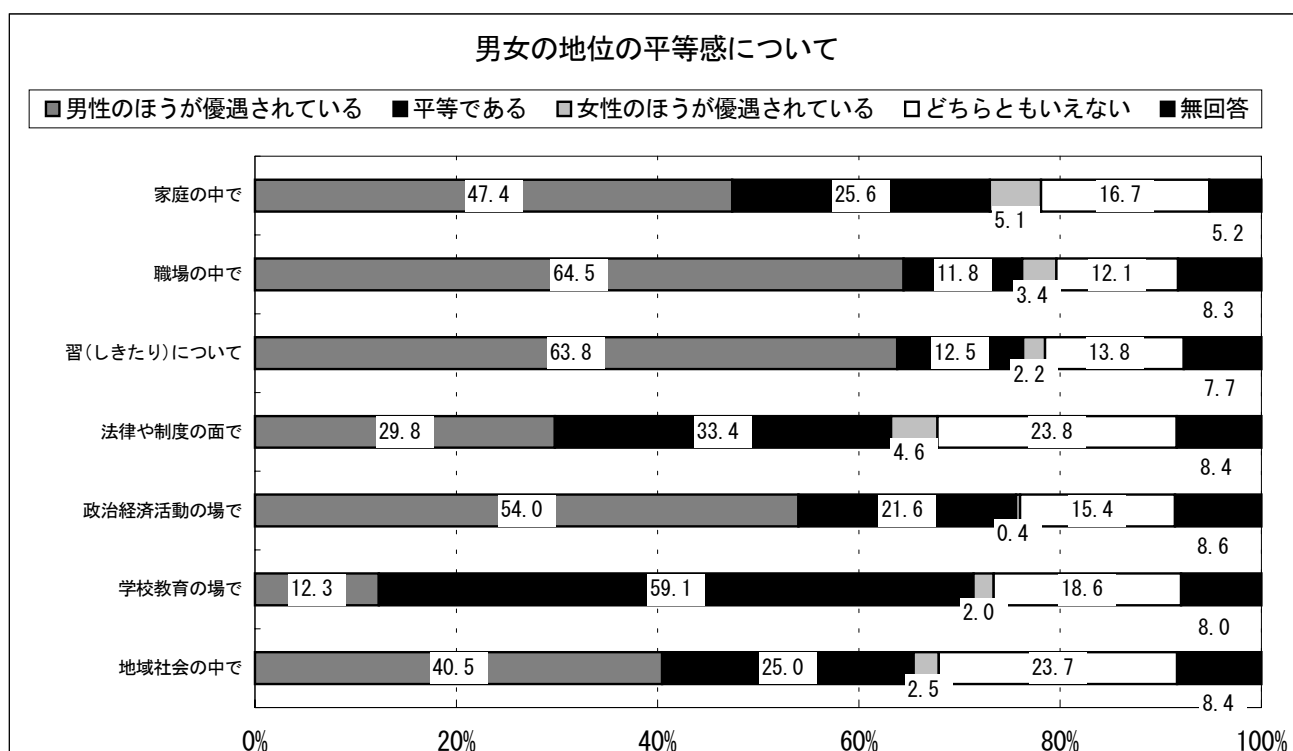
重点目標 2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

【現状と課題】

平成 16 年度に実施した県民意識調査では、「社会慣習（しきたり）について」男女の一方が優遇されていると感じる人の割合は前回調査（平成 11 年度）とほとんど変わっておらず、平等と感じている人の割合は「職場の中で」に次いで低い結果となっています。

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行等は個人の能力の発揮を困難にする要因ともなります。

そのため、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度・慣行等を必要に応じて見直すことが必要です。



資料：平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

男女平等社会の推進と社会慣習等について

(単位：%)

慣行・地域活動	実態	意識	
	男性が多い	男性がよい	どちらでもよい
結婚披露宴で家を代表して挨拶する人	98.4	63.1	35.8
自治会長や町内会長	98.4	49.7	48.7
家を代表する署名・寄付金の名義人	96.8	40.1	57.8

(単位：%)

慣行・地域活動	実態	意識	
	女性が多い	女性がよい	どちらでもよい
葬祭の会合でお茶や料理などの準備をする人	90.4	46.5	50.3
自治会や町内会の会合などでお茶・料理の準備をする人	81.8	40.1	57.2
家庭内のゴミ出しをする人	63.6	6.4	85.6

(注) 実態：「それぞれの慣行・地域活動を男性と女性のどちらが担当することが多いか」に対する回答

意識：「それぞれの慣行・地域活動を男性と女性のどちらが担当したほうがよいと思うか」に対する回答

資料：平成16年度県民アンケート「男女平等社会の推進と社会慣習等について」、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握に努めます。

- 社会制度・慣行等を調査するなど実態を把握します。(県民生活・環境部)
- 職場、家庭、地域等における慣行についても、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないように、広くその見直しを呼びかけます。(県民生活・環境部)

(2) 調査や情報収集を行い、提供します。

- 国、県、団体等の情報を収集し、ホームページ等で県民へ積極的に提供します。(知事政策局、県民生活・環境部)
- 新潟ユニゾンプラザの図書情報ルームにおける男女共同参画関連情報を充実するとともに、図書館と連携し、情報の収集・提供機能を拡充します。(県民生活・環境部、福祉保健部)

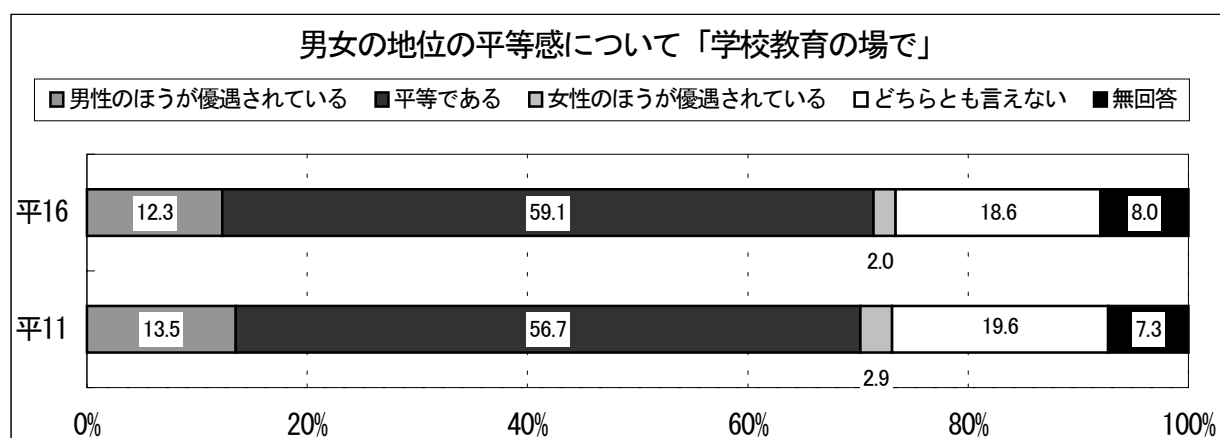
重点目標3 学校等における男女平等教育の推進

【現状と課題】

平施 16 年度に実施した県民意識調査によると、学校教育の場における男女の平等感が高くなっています。

人格が形成される過程での人権の尊重を基本とする男女平等教育の果たす役割は重要です。

そのため、学校等における様々な教育活動の中で、性別による固定的な役割分担意識に基づく活動が行われないよう配慮することが必要です。



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査、平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します。

- 学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳等の時間をはじめ、教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性などについての教育を充実します。(教育庁)
- 学校運営などが性別による固定的な役割分担意識に基づいて行われることのないよう努めます。(教育庁)
- 主体的で多様な進路選択を可能とするため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導を充実します。(教育庁)
- 幼稚園、保育所において、幼児期の子ども一人ひとりの特性に留意しつつ、性別による固定的な役割分担意識が育つことのないよう配慮します。(総務管理部、福祉保健部、教育庁)

(2) 教職員等の研修を充実します。

- 男女平等教育推進のための知識や人権感覚の向上を図るため、教職員を対象とした計画的な研修を充実します。また、保育士の研修においても男女平等意識の向上を図ります。
(福祉保健部、教育庁)
- 教育関係者等に対し、男女平等社会に関する正確な理解の浸透を図ります。
(教育庁)

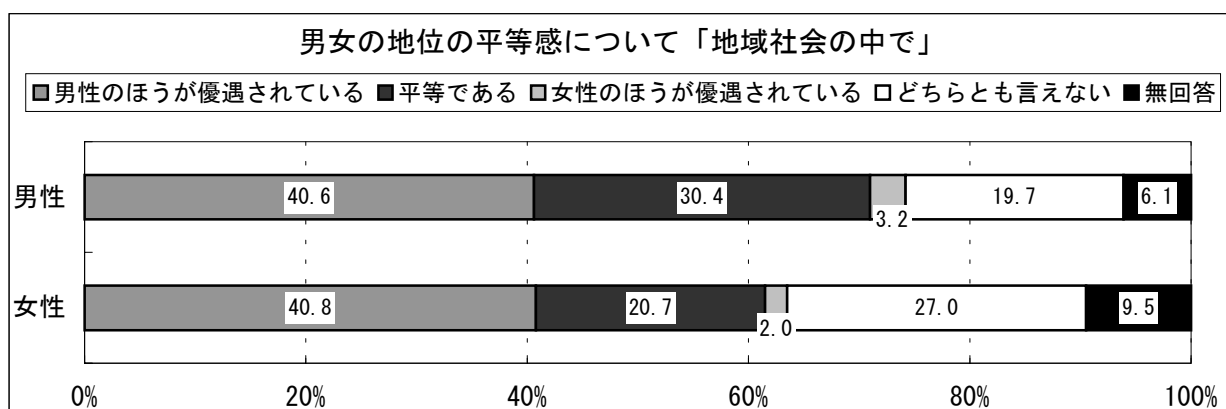
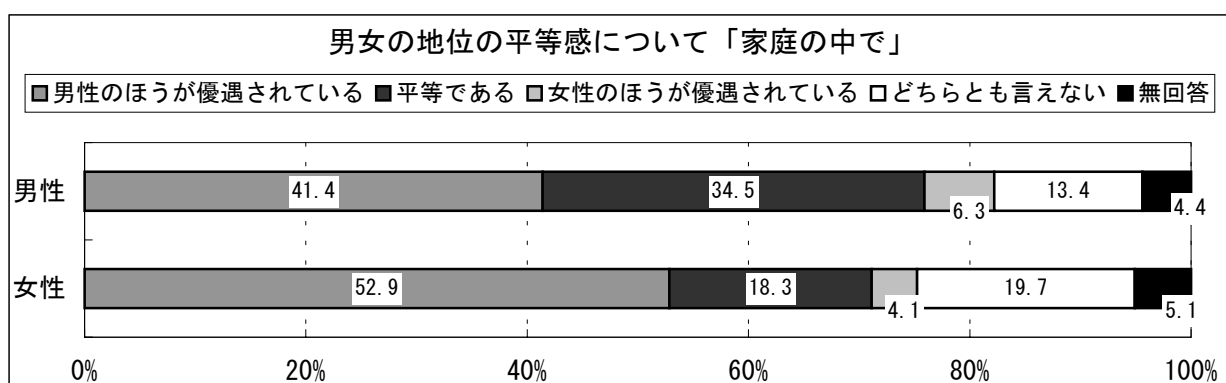
重点目標（４）男女平等意識を高めるための生涯にわたる学習機会の充実

【現状と課題】

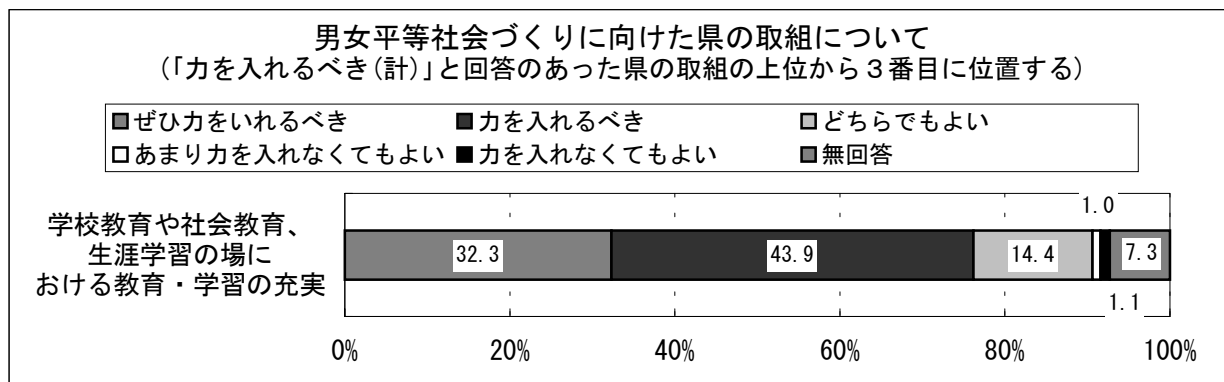
平施 16 年度に実施した県民意識調査によると、家庭の中や地域社会の中での男女の平等感には男女で差異があり、男女平等社会づくりに向けた県の取組については「教育・学習の充実」への期待が高くなっています。

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等意識を高め、社会のあらゆる分野に参画するためには、それぞれのライフステージに応じた教育・学習の果たす役割は重要です。

そのため、男女平等意識を高める学習機会や学習情報の提供を、一層充実させることが必要です。



資料：平成 16 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県



資料：平成16年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します。

- 男女平等意識を高めるため、各種の研修会や講習会を開催します。
(県民生活・環境部、福祉保健部、教育庁)

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。

- 地域における身近な学習機会を充実するため、専修学校の開放講座、市町村や大学等との連携による講座、公民館などにおける学習活動や広域遠隔学習を促進します。
(教育庁)
- 生涯学習情報提供システム(ラ・ラ・ネット)や情報誌等を通じて、いきいき県民カレッジや各地で開催されている男女共同参画に関する学級・講座などの学習情報を提供します。
(教育庁)

(3) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。

- 社会教育等の指導者研修などを通じて、男女平等意識の啓発を図るとともに指導者等の養成に努めます。
(教育庁)

(4) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します。

- 家庭内において男女平等意識の定着を図るため、保護者に対して学習機会や情報を提供します。
(教育庁)

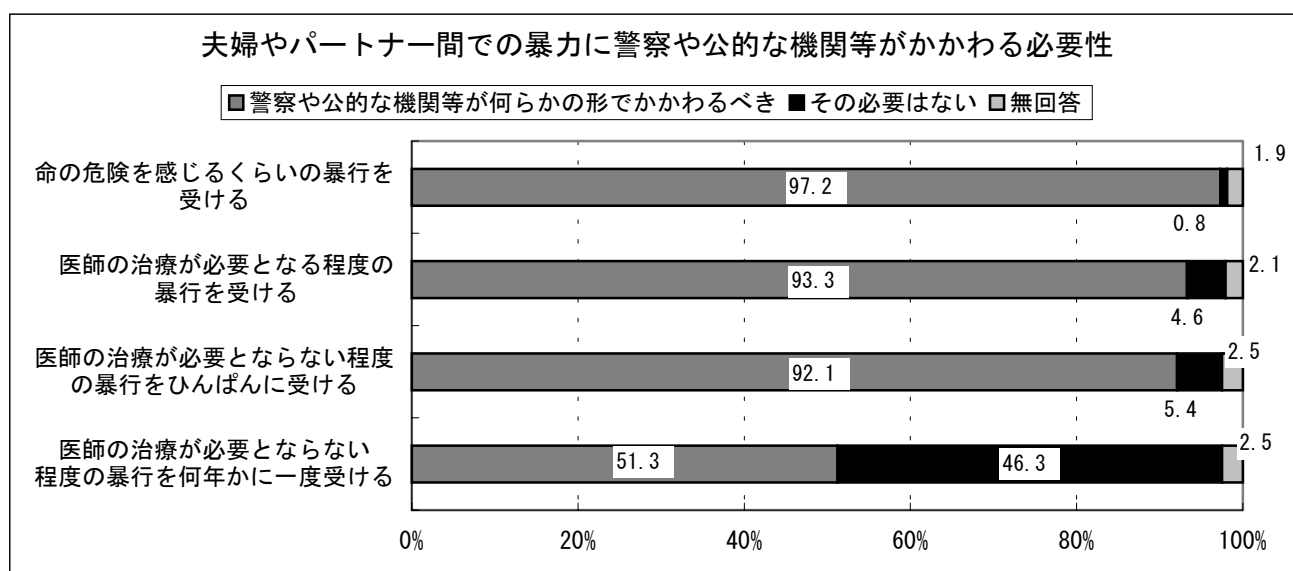
重点目標5 女性に対するあらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）の根絶

【現状と課題】

性別による差別的な取り扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）は人権侵害であり、その被害者の多くが女性です。

これまでは、夫婦やパートナー間の暴力は私的なことであり他人が介入すべきでないと考えられることが少なくありませんでした。

女性に対するあらゆる暴力は決して許されないものであるという認識を徹底し、その根絶を目指すことが重要であるため、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」等により施策を推進することが必要です。



資料：平成15年度日常生活における男女の人権に関するアンケート調査、新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と予防のための環境づくりを推進します。

- 女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」などを通じて、県民に対して広報啓発活動を推進します。また、関係機関と連携を図りながら、加害予防の意識啓発を図るための講演会等を実施します。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
- 安全に対する情報提供等、地域に密着した防犯活動を展開します。(警察本部)

(2) 女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います。

- 女性に対する暴力の問題についての的確に対応できるよう、関係機関等と連携し、実態把握に努めるとともに、関係者が適切に対応できるよう研修等を行います。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
- 女性に対する暴力の相談窓口を周知します。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
- 女性福祉相談所及び配偶者暴力相談支援センターと関係機関、NPO、民間団体との連携を強化し、外国人や障害者を含む女性の相談に対して幅広く対応するとともに、被害者の自立を支援します。(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
- 配偶者等からの暴力等による被害者の相談・カウンセリング体制を充実します。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
- 県配偶者暴力防止連絡会議等のネットワークを充実し、その活用を図ります。
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
- 被害者を支援している団体等の安全確保に努めます。(警察本部)
- 民間支援団体等とも連携した保護・支援の充実に努めます。
(福祉保健部、警察本部)
- 刑罰法令に触れる場合には、被害者の意思を尊重し、検挙その他適切な措置を講じます。また、刑罰法令に触れない場合においても、防犯指導や他機関への紹介等、適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じます。(警察本部)
- 売買春の取締りを強化するとともに、売買春からの女性の保護、社会復帰を支援します。
(福祉保健部、警察本部)
- 児童買春の防止に向けた取組を強化します。(警察本部)
- 人身取引の取締りと適切な対応等への対策を推進します。
(福祉保健部、警察本部)
- ストーカー行為に対する適切な対策を推進します。(警察本部)

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、企業等に対する周知啓発に努めます。(産業労働観光部)
- 様々な場面におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。(全部局)
- セクシュアル・ハラスメントの相談窓口である新潟労働局雇用均等室との緊密な連携を図りながら、この相談窓口を周知します。(産業労働観光部)

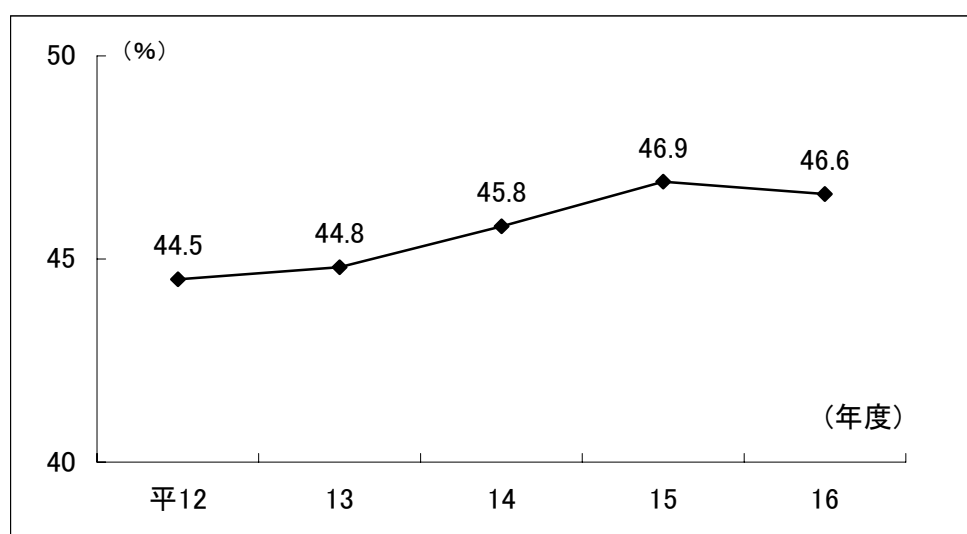
重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

【現状と課題】

男女とも生涯を通じた健康づくりが必要ですが、特に女性は、妊娠・出産の可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題があるため、そうした点に配慮した女性の健康づくりを進める必要性についての認識が徐々に高まっている状況にあります。

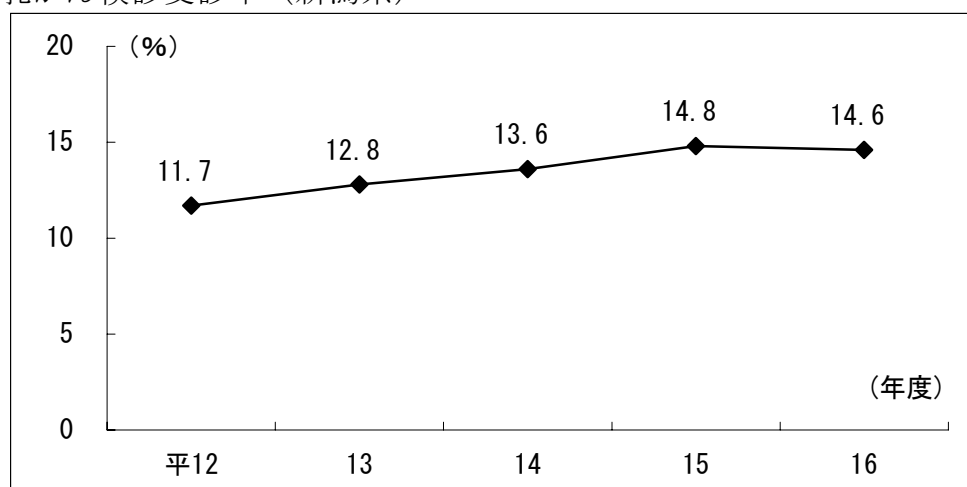
そのため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※））の知識の普及に努めるとともに、男女の、特に女性の健康に関する相談体制や検診の充実など、生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な取組を行うことが必要です。

基本健康診査受診率（女性）（新潟県）



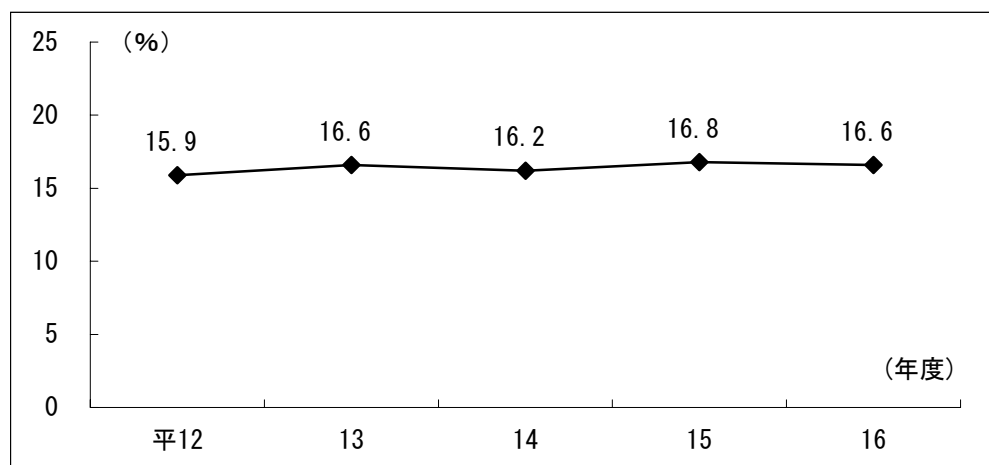
資料：新潟県

乳がん検診受診率（新潟県）



資料：新潟県

子宮がん（頸部）検診受診率（新潟県）



資料：新潟県

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではありません。

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します。

- 思春期、出産可能期、更年期など、女性が生涯を通じて自ら健康管理できるよう、健康教育、健康相談等の充実に努めます。（福祉保健部）
- 女性が各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、女性の健康づくりを支援します。（福祉保健部）
- 学校教育全体を通じ、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、性について自ら考え判断し、望ましい行動がとれるようにするため、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実します。
また、地域においては、思春期の体や心についての正しい知識の普及啓発を図ります。（福祉保健部、教育庁）
- 思春期における性についての悩み等に関する相談窓口の周知とその機能を充実します。（福祉保健部）

- 妊娠・出産、育児の悩み等に対して、健康診査、保健指導・相談等の実施を促進するとともに、周産期医療体制の整備に努めます。(福祉保健部)
- 職場における女性の母性健康管理のため、企業等に対し関係法令の広報・啓発活動を推進します。(産業労働観光部)
- 栄養、運動、休養等望ましい健康習慣を身につけるための普及啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する各種指導者を養成します。(総務管理部、福祉保健部)
- 女性の健康を脅かすH I V／エイズ、性感染症について、感染予防、検査の必要性等や薬物乱用等による健康被害に関する正しい知識の普及啓発を図ります。(福祉保健部)
- 女性医師の育成・確保に努めるとともに、女性専門外来の普及を促進します。(福祉保健部)

(2) 妊娠・出産等に関する健康を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利についての知識の普及に努めます。

- 人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊及び女性が主体的に避妊を行うための知識などについて普及します。(福祉保健部)
- 子どもを持ちたいにもかかわらず不妊に悩む男女に対する情報提供と相談体制の充実に努めます。(福祉保健部)
- 性と生殖に関する健康と権利の重要性について、広報紙への掲載、住民向け講座などを通じて、男女が正しく理解し認識を深めるよう普及啓発に努めます。(県民生活・環境部、福祉保健部)